

“ふじのくに” 危機管理計画（仮称）の策定

（危機管理部危機政策課）

1 概要

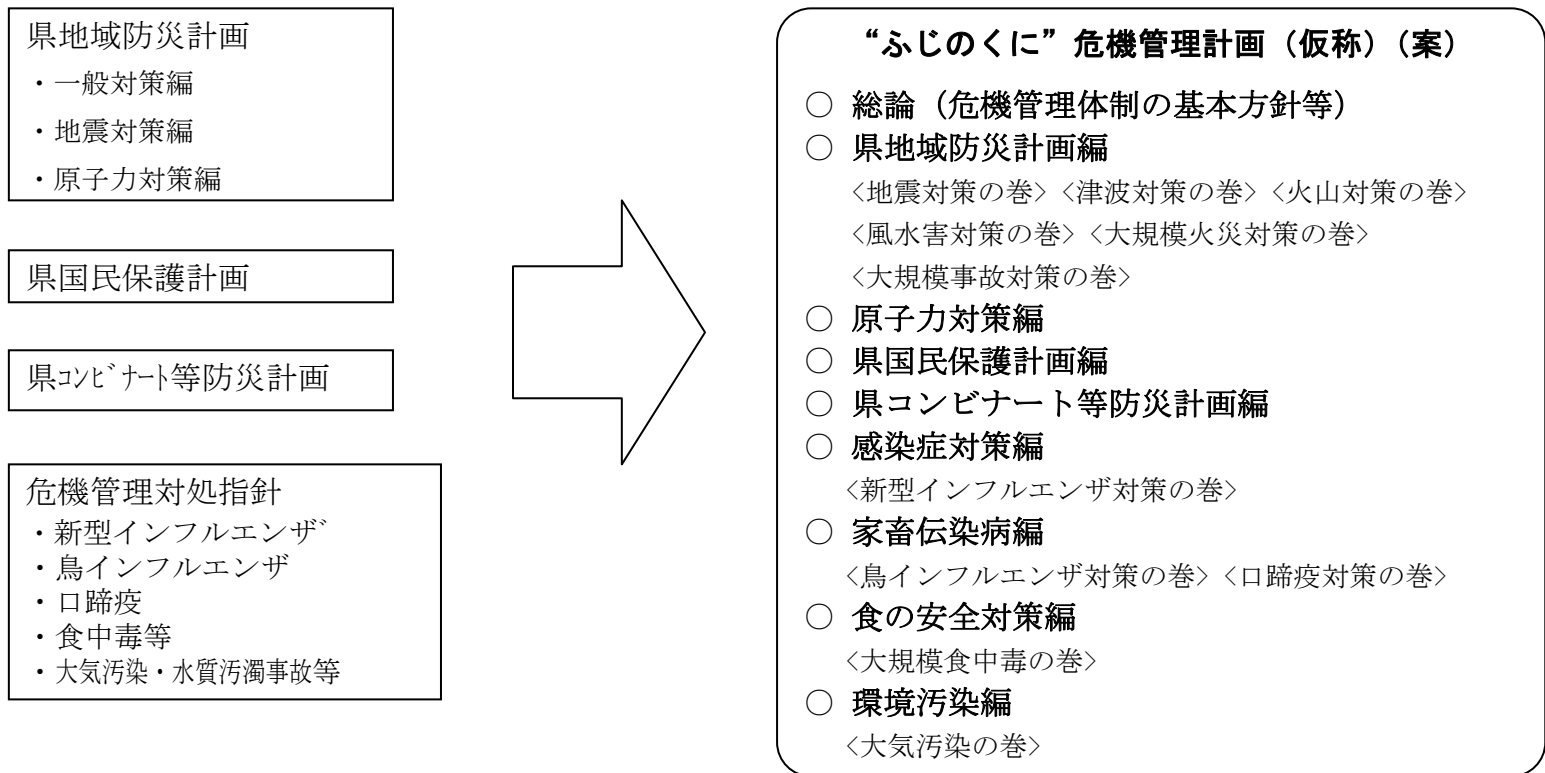
「住んでよし 訪れてよし」「生んでよし 育ててよし」「学んでよし 働いてよし」の富国有徳の理想郷“ふじのくに”の実現を目指し、その大前提となる県民が安全で安心して暮らせる県土づくりを推進するため、地震、風水害、国民保護、感染症や食の安全などの危機事案を網羅した「“ふじのくに” 危機管理計画（仮称）」を策定する。

2 策定の目的

すべての危機事案に迅速かつ的確に対応するためには、危機事案のいかに拘らず、基本となる意思決定システムや危機管理システムを構築して事態対処に当たることが効果的であることから、様々な危機事案を網羅し、基本的な組織や行動を規定した危機管理計画を策定する。

3 計画の内容（構成）

- (1) 計画の対象とする危機は、県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な影響を与え又は与える恐れがあり、複数の機関(部局)が連携して対策に臨む必要のある事案を対象とし、県地域防災計画に定める事案、国民保護事案、新型インフルエンザ等の感染症事案、食の安全に関する事案など(下図のとおり)とする。なお、単独の機関(部局)や組織で十分対応可能な事案は、対象から除く。
- (2) 県地域防災計画については、自然災害の事象ごとに区分けするなど、内容の構成等を大幅に見直す。
- (3) 事案ごとに、①総則、②平時(事前)計画、③応急計画、④復旧(復興)計画を策定し、応急対策のみならず平時からの危機管理体制の充実・強化を図る。
- (4) 計画策定後は、関係機関で共有し、訓練などを通じてその有効性を検証する。



4 作業スケジュール

	【H22年】	【H23年】
計画案づくり	対象事案の選定 4～6月	計画案の策定 7～2月 庁内ワーキンググループ等による検討・作成 パブリックコメント ●案完成
国との調整	●6月	●11月頃
アドバイザー	委嘱（東京経済大学 吉井教授）	助言指導
県防災会議		●10月 幹事会 ●5月 幹事会 ◎6月開催・公表